

第7回 由仁町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和7年7月24日 午後6時から

2 開催場所 由仁町役場3階大会議室

3 議事日程

日程第1 議席議事録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について
(農業委員会許可分1件)

日程第4 議案第2号 農地法第5条の規定による農地等転用事業計画
変更承認申請について
(農業委員会許可分1件)

日程第5 議案第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の
規定による農用地利用集積等促進計画の要請に
ついて
(所有権移転2件、賃貸借3件)

日程第6 議案第4号 土地の現況証明願について
(1件)

4 出席
委員

1 番 鷺見幸生	2 番 杉本道哉	3 番 川端 敦
4 番 田中昭一	5 番 高橋 智	6 番 森長正徳
7 番 西田勝敏	8 番 佐藤弘之	9 番 河端英利
10 番 松田一博	11 番 橋口善一郎	12 番 青山佳代子
13 番 山田正人	14 番 中道雅彦	15 番 北川正則

5 事務局
説明員

局長 泉 陵平	主査 鈴木 渉
---------	---------

局長 皆さま、ご起立願います。
一同、礼。よろしくお願いします。
ご着席願います。

局長 ただいまから、令和7年第7回由仁町農業委員会総会を開
会いたします。
開会にあたりまして、佐藤会長からご挨拶をいただきま
す。

会長 挨拶

局長 これからは、会議規則第4条の規定により、会長が総会の
議長となり、議事を進行していただきます。
よろしくお願いします。

議長 本日招集いたしました令和7年第7回由仁町農業委員会総
会の出席者は15名です。
委員の過半数に達しておりますので、会議規則第6条の規
定により、第7回総会は成立いたしました。
それでは、本日の議事日程に基づき執り進めます。

議長 日程第1、議事録署名委員を会議規則第13条第2項の規
定により私から指名いたします。
10番 松田委員、11番 橋口委員を指名いたしますが、
ご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
次に、日程第2、会期の決定についておはかりいたしま
す。本日の総会の会期は、本日1日限りといたしたいと思い
ますが、ご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
よって、本総会の会期は本日1日限りといたします。

議長 それでは、日程第3、議案第1号『農地法第5条の規定による許可申請について（農業委員会許可分）』を議題といたします。

 事務局から内容の説明を求めます。

 （議案朗読）

局長 議案第1号『農地法第5条の規定による許可申請について（農業委員会許可分）』

 本件は、農地法第5条第1項の規定による許可申請書の提出があったので、北海道農業会議に対して意見を聴取するにあたり、その許可の可否の決定を求めるものであります。

 内容につきましては、鈴木主査に説明させますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

 （内容説明）

主査 議案第1号について、ご説明いたします。

 議案の2ページをお開き願います。

 本件については、砂利採取事業に係る運搬道路の設置による一時転用申請1件であります。

 1番ですが、こちらは、今年の4月30日付けで許可した砂利採取に関係するもので、このあとの議案にも関連した案件となっております。

 申請者は、土地所有者である川端自治区の[REDACTED]
進[REDACTED]氏で、事業実施者は、川端の[REDACTED]
[REDACTED]です。

 事業実施場所につきましては、川端1962と1963の2筆の田で、転用面積は4,244㎡です。

 なお、転用期間は、令和7年8月27日から令和8年4月27日までとなっております。

 立地基準について、本申請地は農振農用地区域内の農地に区分され、原則、転用不可となりますが、一時転用ですので、問題ありません。

 一般基準においても、事業実施や事業後の農地への復元も確実性があり、問題ないものと判断しております。

主査 審査内容については、別添の議案資料の1ページ、2ページに農地転用許可申請に係る審査表を添付しておりますので、後ほどお目通しください。

申請地を図面で説明しますので、議案の3ページをお開きください。

右上の航空写真図になりますが、町道山手線沿いの川端地区にある、許可申請地と矢印で示した白線で囲まれた農地です。

以上で議案第1号の説明を終わります。

議長 本件については、事前に農地部会が開催されておりますので、川端部会長から報告をいただきます。

部会長 本件については、7月17日に開催した農地部会において、現地確認及び事業内容の審査を行った結果、許可相当と認められるものとして決定しましたので、報告いたします。

議長 説明が終わりましたので質疑に入ります。
ご質問等ございませんか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。
議案第1号については、当農業委員会として許可相当として北海道農業会議へ意見聴取することにご異議ございませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
よって、議案第1号については、許可相当として北海道農業会議へ意見聴取することに決定いたしました。

議長 次に、日程第4、議案第2号『農地法第5条の規定による農地等転用事業計画変更承認申請について（農業委員会許可分）』を議題といたします。

事務局から内容の説明を求めます。

(議案朗読)

局長

議案第2号『農地法第5条の規定による農地等転用事業計画変更承認申請について（農業委員会許可分）』

本件は、農地法第5条第1項の規定により許可を受けた農地等転用事業計画について、計画の変更承認申請書の提出があったので、承認するにあたり、その可否の決定を求めるものであります。

内容につきましては、鈴木主査から説明させますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

主査

議案第2号について、ご説明いたします。

議案の5ページをお開き願います。

本件は、砂利採取事業に伴う一時転用の計画変更申請1件であり、既に許可を受けた事業計画に変更が生じることから、事業計画の変更承認を受けようとするものです。

1番ですが、申請者は、土地所有者である川端自治区の
氏、事業実施者は、川端の
です。

事業実施場所については、川端1959から1963までの4筆の田で、当初の転用面積は22,866㎡で、変更後、27,110㎡となっております。

変更の理由についてであります。現在隣接地において、砂利採取を行っているから許可を受けて、使用している運搬道路ですが、が行っている砂利採取事業が来月の8月26日で完了することになっております。このことから完了後も引き続き運搬道路として使用するために変更するものであり、先ほどの議案第1号で議決いただいた案件にも関連するものであります。

具体的な内容については、運搬道路の設置に伴い、事業区域面積が4,244㎡の増の27,110㎡となっております。

以上で議案第2号の説明を終わります。

議長

本件については、事前に農地部会が開催されておりますので、川端部会長から報告をいただきます。

部会長 本件については、先ほどの新規案件の転用に関連するものであり、こちらにおいても現地確認及び事業内容の審査を行った結果、許可相当と認められるものとして、決定しましたので、報告いたします。

議長 説明が終わりましたので質疑に入ります。
ご質問等ございませんでしょうか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。
議案第2号については、当農業委員会として申請内容のとおり承認することにご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
よって、議案第2号については、申請内容のとおり承認することに決定いたしました。

議長 次に、日程第5、議案第3号『農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について』を議題といたします。
事務局から内容の説明を求めます。

(議案朗読)

局長 議案第3号『農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について』
本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを農地中間管理機構である公益財団法人北海道農業公社に要請するにあたり、その可否の決定を求めるものであります。
内容につきましては、鈴木主査に説明させますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

主査

(内容説明)

議案第 3 号について、ご説明いたします。

議案の 7 ページをお開き願います。

本件は、所有権移転の売買が 2 件、賃貸借が 3 件の農用地利用集積等促進計画となっております。

こちらについては、農業委員会から要請を受けた公益財団法人北海道農業公社が農用地利用集積等促進計画を決定し、由仁町に対し、促進計画に係る認可申請を行い、由仁町が決定公告することになっております。

なお、促進計画の公告日については、所有権移転に係る売買が 8 月 7 日、賃貸借が 8 月 26 日を予定しております。

促進計画については、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項に規定により、農地中間管理事業規程に適合していること。

全ての農用地について耕作または養畜を行うこと。

農作業に常時従事すること。

対象農地の関係権利者の同意が得られていること。

の各要件を全て満たしているものと判断しております。

また、事前に町において地域計画の達成に支障がないことを確認しております。

初めに 1 番と 2 番については、先月 6 月の総会で決定し、公社が買入れを行うことに同意したことに伴う所有権移転でございます。

1 番ですが、土地の所在は山桝 819 から 1077-1 までの 13 筆の田と 3 筆の畑で、合計面積は 163,907 m²です。

売買価格は、[]円で、譲渡人は[]で栗山町角田の[]氏、札幌市西区の[]氏、札幌市白石区の[]氏の[]氏で、譲受人は公益財団法人北海道農業公社です。

なお、事業参加者は山桝自治区の[]氏、[]氏、本三川自治区の[]氏、[]です。

主査 2 番ですが、土地の所在は山柵 1086-1 から 1093、東三川 1607 の 4 筆の田と 1 筆の畑で、合計面積は 73,308 m²です。
売買価格は、[REDACTED] 円で、譲渡人は山柵自治区の [REDACTED]
[REDACTED] 氏で、譲受人は公益財団法人北海道農業公社です。
なお、事業参加者は山柵自治区の [REDACTED] 氏です。
以上で議案第 3 号の 1 番と 2 番の説明を終わります。

議長 議案第 3 号の 1 番と 2 番の説明が終わりましたので質疑に入ります。
ご質問等ございませんでしょうか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。
議案第 3 号の 1 番と 2 番については、農用地利用集積等促進計画のとおり要請することにご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
よって、議案第 3 号の 1 番と 2 番については、農用地利用集積等促進計画のとおり要請することに決定いたしました。

議長 ここで、会議規則第 10 条の規定に基づき [REDACTED]
には退席していただき、議案第 3 号の 3 番に係る議事を進めさせていただきます。

[REDACTED]

議長 それでは議案第 3 号の 3 番の議事を進めます。
事務局から内容の説明を求めます。

主査 議案の 8 ページをお開き願います。
こちらは、賃貸借の案件で、公益財団法人北海道農業公社
が買入した農地を事業参加者に対して賃貸借するものであり
ます。

主査 3 番ですが、土地の所在は東三川 2788 から 2799 までの 3 筆の田と 2 筆の畑で、合計面積は 46,922 m²です。

賃貸借期間は、令和 12 年 8 月 25 日までの 5 年間で、賃貸借料は、年間 [REDACTED] 円です。

貸主は、公益財団法人北海道農業公社、借主は、事業参加者の東三川自治区の [REDACTED] で、新規の案件です。

以上で議案第 3 号の 3 番の説明を終わります。

議長 議案第 3 号の 3 番の説明が終わりましたので質疑に入ります。

ご質問等ございませんでしょうか。

各委員 ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。

議案第 3 号の 3 番については、農用地利用集積等促進計画のとおり要請することにご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。

よって、議案第 3 号の 3 番については、農用地利用集積等促進計画のとおり要請することに決定いたしました。

[REDACTED]

議長 議案第 3 号の 3 番については、農用地利用集積等促進計画のとおり要請することに決定いたしましたので、[REDACTED] に報告します。

議長 それでは議案第 3 号の 4 番以降の議事を進めます。
事務局から内容の説明を求めます。

主査 4 番以降は、農地中間管理事業で、公益財団法人北海道農業公社を通した賃貸借の案件になります。

主査

4 番ですが、土地の所在は本三川 576-1 から 624 までの 9 筆の田と 3 筆の畑で、合計面積は 100,730 m²です。

賃貸借期間は、令和 8 年 11 月 30 日までの 1 年間で、賃貸借料は、10a 当たり田が ■■■■■ 円、畑が ■■■■■ 円で、年間 ■■■■■ 円です。

貸主は、本三川自治区の ■■■■■ 氏、借主は、同じ本三川自治区の ■■■■■ 氏で新規の案件です。

5 番ですが、土地の所在は本三川 640 の 1 筆の田で、面積は 3,608 m²です。

賃貸借期間は、令和 8 年 11 月 30 日までの 1 年間で、賃貸借料は、10a 当たり ■■■■■ 円で、年間 ■■■■■ 円です。

貸主は、本三川自治区の ■■■■■ 氏、借主は、同じ本三川自治区の ■■■■■ 氏で新規の案件です。

以上で議案第 3 号の 4 番と 5 番の説明を終わります。

議長

議案第 3 号の 4 番と 5 番の説明が終わりましたので質疑に入ります。

ご質問等ございませんでしょうか。

各委員

ありません。

議長

質疑がないようですので採決に入ります。

議案第 3 号の 4 番と 5 番については、農用地利用集積等促進計画のとおり要請することにご異議ありませんか。

各委員

ありません。

議長

異議ないものと認めます。

よって、議案第 3 号の 4 番と 5 番については、農用地利用集積等促進計画のとおり要請することに決定いたしました。

議長

次に、日程第 6、議案第 4 号『土地の現況証明願について』を議題といたします。

事務局より内容説明を求めます。

(議案朗読)

局長

議案第4号『土地の現況証明願について』

本件は土地の現況について、現況地目記載のとおり証明願いがあったので、証明の可否の決定を求めるものであります。

内容につきましては、鈴木主査に説明させますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

(内容説明)

主査

議案第4号について、ご説明いたします。

議案の10ページをお開き願います。

本件につきましては1件で、登記地目を現況地目と同じ地目へ変更することを目的に、地目変更登記を行うための証明願いであります。

申請地については、本日、会長他6名の役員で現地確認をしております。

1番ですが、現況証明の申請者は、岩内自治区の[]
[]です。

申請地は岩内1810-2の1筆で、公簿地目が畑となっておりますが、現況は年月日不詳ではありますが、資材置場として使用されており、地盤も固く、砂利が混在されているなど農地として活用することが難しく、雑種地の状況となっております。

図面により、申請地を説明しますので、議案の11ページをお開き願います。

申請地は、岩内地区の町道岩内東三川線沿いにある白線で囲まれた箇所となっております。

以上で、議案第4号の説明を終わります。

議長

議案第4号の説明が終わりましたので質疑に入ります。
ご質問等はありませんか。

各委員

ありません。

議長 質疑がないようですので採決に入ります。
議案第4号については、当農業委員会として土地の現況地目に記載のとおり証明することにご異議ありませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
よって、議案第4号については、当農業委員会として土地の現況地目に記載のとおり証明することに決定いたしました。

議長 おはかりいたします。
本日より予定しておりました議案については、すべて終了いたしましたので、総会を閉会とし、その他の事項については、閉会后引き続き協議いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

各委員 ありません。

議長 異議ないものと認めます。
よって、本日の総会は、これをもって閉会といたします。

(閉会時間 19時00分)

議事録署名委員

10番 松田 一博



11番 橋口善一郎

